

用語の解説

漁業経営体

調査期日前1年間(平成14年11月1日～平成15年10月31日の期間。以下同じ。)に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯または事業所をいう。

ただし、調査期日前1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。

経営組織

漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。

個人経営体

個人で漁業を自営する経営体をいう。

団体経営体

個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、官公庁・学校・試験場に区分している。

会 社	商法又は有限会社法に基づき設立された合名会社、合資会社、株式会社及び有限会社をいう。
漁業協同組合	水産業協同組合法(昭和23年12月15日法律第242号)に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。
漁業生産組合	水産業協同組合法に基づき設立された漁業生産組合をいう。
共 同 経 営	二人以上(法人を含む。)が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行ったものをいう。
官公庁・学校・試験場	官公庁・学校・試験場のうち漁獲物及び収穫物を販売したものをいう。

経営体階層

漁業経営体基本分類をいい、経営体が調査期日前1年間に主として営んだ漁業種類(販売金額1位の漁業種類)により次のように分類される。

(1)経営体が「調査期日前1年間に主として営んだ漁業種類」が、大型定置網、小型定置網、地引き網及び海面養殖のいずれかであった場合はその種類を階層とする。

(2)上記(1)以外の漁業を主に行った経営体については、調査期日前1年間に使用した漁船の種類及び動力船の合計トン数により、漁船非使用、無動力船、動力1トン未満から動力3,000トン以上階層までの15経営体階層に区分する。

なお、船外機付船のみを使用した経営体で(1)に該当する以外は、すべて1トン未満階層とした。

また、動力漁船の合計トン数には、専用船(遊魚のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等)のトン数は含んでいない。

● 漁業種類

「営んだ漁業種類」とは漁業経営体が調査期日前1年間に営んだすべての漁業種類をいい、「主とする漁業種類」とは、そのうち販売金額1位の漁業種類をいう。

<参考>岡山県的主要な漁業種類

漁業種類	内 容	例示(地方名称)
小型底びき網	総トン数15トン未満の動力船により底びき網を使用して行う漁業	えびこぎ網 あみこぎ網 えびけた網 等
船びき網	海底以外の中層又は表層をえい網する網具(ひき回し網)を使用して行う漁業もしくは停止した船にひき寄せる網具(ひき寄せ網)を使用して行う漁業	いわし船びき網 いかなご船びき網 さわら船びき網 等
その他の刺網	流し網又は刺網を使用して行う漁業で、さけ・ます流し網、かじき等流し網以外のもの	さわら流し網 まながつお流し網 建網 等
その他の敷網	敷網を使用して行う漁業で、さんま棒受網以外のもの	いかなご袋待網 まながつお袋待網 いか袋待網 等
小型定置網	定置網で、大型定置網、さけ定置網以外のもの	つぼ網 ます網 等
その他の網漁業	網漁業で前記以外のもの	投網 すくい網 等
その他のはえ縄	はえ縄を使用して行う、遠洋まぐろはえ縄、近海まぐろはえ縄、沿岸まぐろはえ縄以外の漁業	あなごはえ縄 たいはえ縄 等

その他の釣	釣漁業で、遠洋かつお一本釣、近海かつお一本釣、沿岸かつお一本釣、遠洋いか釣、近海いか釣、沿岸いか釣、さば釣、ひき縄釣以外のもの	まきえ釣 すずきひき釣 さわらひき釣 たこ一本釣 等
潜水器漁業	潜水器を使用して行う漁業	たいらぎ潜水器 みるくい潜水器 等
採貝	小型底びき網、潜水器漁業以外の、貝をとることを目的とする漁業	あさり採貝 等
その他の漁業	針、ほこ、もり、かぎでとるもの等、該当する漁業種類がないもの	たこつぼ縄 いいたこつぼ縄 点火ほこ突き 等

漁船

調査期日前1年間に漁業経営体が漁業生産のために使用し、調査期日現在保有しているものをいい、主船のほかに付属船(まき網における灯船、魚群探索船、網船等)を含む。

ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船(遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等)は除く。

無動力船	推進機関を付けない漁船をいう。
船外機付船	無動力船に取り外しのできる推進機関を付けた漁船をいう。
動力船	推進機関を船体に固定した漁船をいう。

馬力数

漁船法で規定されている漁船登録に用いられる馬力数をいう。

平成14年4月以降に新に推進機関を搭載した船については「kw」を単位とし、それ以前の船では「ps」を単位とする。

$$1\text{ps}=0.738\text{kw} \quad 1.355\text{ps}=1\text{kw}$$

専兼業分類

個人経営体の専業・兼業の区分をいい、次の区分に分けられる。

専業	満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいないものをいう。
第1種兼業	満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がい

	るもので、自営漁業の年間収入が自営漁業以外の年間収入を上回るものをいう。
第2種兼業	満 15 歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいるもので、自営漁業以外の年間収入が自営漁業の年間収入を上回るものをいう。

基幹的漁業従事者

個人経営体の世帯員のうち、満 15 歳以上で自営漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。

漁業従事者世帯

調査期日前1年間に生活の資として賃金報酬を得ることを目的とし、漁業経営体に雇われて又は共同経営に出資従事して 30 日以上漁業の海上作業に従事した世帯員がいる世帯をいう。

ただし、漁業経営体調査の対象となる世帯を除く。

漁業世帯

個人漁業経営体及び漁業従事者世帯を総称したものをいう。

漁業就業者

漁業世帯の世帯員のうち、満 15 歳以上で調査期日前1年間に自営業又は漁業雇われの海上作業に年間 30 日以上従事した者をいう。